

〈県外で定期予防接種を受ける場合に必要な手続き〉

R5.4.1～

※令和4年4月2日以降にお生まれになったお子様の定期予防接種の予診票は生後2か月を迎える頃までに住民登録をしている住所へ郵送します。
生後2か月を過ぎても予診票が届かない場合は地域医療推進課までご連絡ください。

- ① [「県外での予防接種の実施申出書」\(第1-1号様式\)](#)を記入し、鈴鹿市地域医療推進課にご提出ください。(郵送での申出可)
- ② 申出書の受理後、2週間程度で鈴鹿市から実施医療機関等に「依頼書(※)」を発行します。
あわせて、鈴鹿市から申請者(保護者)に依頼書の発行完了について通知します。
※「依頼書」…予防接種の実施責任が鈴鹿市長にあることを明確にしたものであり、依頼した予防接種により健康被害が生じた場合には鈴鹿市が措置を講じます。
- ③ 医療機関等に「依頼書」の到着を確認してから、鈴鹿市の予診票を使用して自費で予防接種を受けてください。
接種後に医療機関から以下を受領してください。また、接種時は母子健康手帳を持参し接種を記録してもらいましょう。
 - 領収書(各予防接種費用がわかるもの)
 - 接種を受けた予防接種予診票
- ④ 以下の必要書類を揃えて、接種日の6月後末日までに鈴鹿市地域医療推進課に申請してください。
定期予防接種の助成限度額は [「鈴鹿市定期予防接種県外接種助成限度額一覧表」](#)でご確認ください。
 - 領収書(各予防接種費用がわかるもの)
 - 接種を受けた予防接種の予診票(原本)
 - 定期予防接種を受けた方→[「鈴鹿市定期予防接種県外接種助成金交付申請書兼請求書」\(第2号様式\)](#)・[\(記入例\)](#)
- ⑤ 審査により交付が決定しましたら、指定された口座に助成金を振り込みます。(助成金申請から振込みまで約2～3か月かかります)

- ・各様式はダウンロードしてご使用ください。地域医療推進課窓口でもお受け取りいただけます。
- ・事前に実施申出をせずに受けた県外での予防接種は助成対象外となります。

提出先・お問い合わせ先

〒513-0809 鈴鹿市西条五丁目 118 番地の 3 (鈴鹿市保健センター 2 階)

鈴鹿市地域医療推進課 感染症予防 G

TEL : 059-382-9291 FAX : 059-384-5670 (平日 8 : 30～17 : 15)